

1 4 議案第18号関係

おいらせ町公園条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
<u>（公園施設に関する制限等）</u> <u>第7条の3 令第8条第1項の条例で定める一の</u> <u>都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の</u> <u>当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分</u> <u>の50を超えてはならない。</u>	